

# 茨城県報 第15号

平成元年2月27日

月曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●字の区域の変更(2件)(地方課) .....	1
●2等陸海空士の募集( " ) .....	7
●土地改良事業の適当決定(4件)(農地管理課) .....	7
●土地改良事業の認可( " ) .....	9
●換地計画の適当決定(2件)( " ) .....	9
●事業の認定(用地課) .....	10
●道路の区域変更(2件)(道路維持課) .....	10
●道路の供用開始(3件)( " ) .....	12
●都市計画河川の決定(都市計画課) .....	13
●事業計画の変更の認可(2件)(都市施設課) .....	13
●換地処分(土地改良事務所) .....	14

### (選挙管理委員会)

●選挙管理委員会第2回定例会の招集 .....	14
-------------------------	----

### 公告

●理容師試験及び美容師試験の学科試験の実施(環境衛生課) .....	15
●都市計画の図書の縦覧(都市計画課) .....	16
●建築協定の認可(建築指導課) .....	17
●開発行為の工事完了(2件)( " ) .....	17
●道路位置の指定廃止( " ) .....	18

## 告示

### 茨城県告示第222号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により土浦市長から同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹内藤男

大字阿見字秋山上ノ山 1389の1から1389の3まで, 1390の2, 1391の2, 1393の1, 1399

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字烏山字秋山に変更

~~~~~

茨城県告示第223号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により土浦市長から土地改良事業に伴い, 同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお, この届出に係る字の区域の変更の効力は, 土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字今泉字長堀谷 1762, 1766, 1772から1775まで

“ 字下田原 1716の16の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の一部を大字今泉字長堀に変更

大字今泉字油田 1696の2

“ 字野手山 1788の5から1788の12まで, 1789の2

“ 字下田原 1713の4, 1716の16の内

“ 字下坪 1633, 1635, 1640の3, 1640の4, 1640の5, 1647の2, 1647の3, 1645の4, 1651の16, 1825の8

“ 字向坪 1792の4

“ 字八幡 1622, 1623の内, 1624の内, 1625の内, 1629の1の内, 1630

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字柳町に変更

大字今泉字申神谷 797の内

“ 字反町 795の内

“ 字柳町 1703の3, 1707の3

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部並びに大字今泉字山王坪746の3, 747, 754, 755, 755の1, 757, 758の1, 大字今泉字狭間742の1, 743の2, 744, 745に隣接する国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字深坪に変更

大字今泉字深坪 799の内, 800の内, 801の内, 802の内, 803の内

“ 字反町 792の内

“ 字大塚 813の2, 833の2, 835の2

“ 字申神谷 797の内, 798の内, 814の内, 815の内, 816の内, 816の2, 817の内, 820, 821, 822の内, 823から826まで

大字今泉字堂原 872の2, 898の2, 899の2

大字永井字山王崎 2009の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字申神に変更

大字今泉字反町谷 776の内

” 字池袋 909の内

” 字申神谷 797の内, 798の内, 814の内, 815の内, 816の内, 817の内,  
822の内

” 字五町崎 716の2, 716の5, 717, 718の2

” 字山王坪 753の3

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字反町に変更

大字今泉字反町谷 776の内

” 字反町 774の内

” 字北添 935の2, 936の5, 936の9

大字永井字石橋 1793の2, 1794の2, 1795の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字池袋に変更

大字今泉字八幡谷 1855, 1858, 1859, 1860の1, 1861, 1862, 187  
6, 1877, 1878の2, 1879, 1881から1883まで, 1891,  
1892, 1586の1の内, 1589の1の内, 1977の内, 1977の2,  
1978, 1979

” 字西原 1863の10

” 字上古 1895の3, 1895の4

” 字原田 1975の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字八幡に変更

大字今泉字八幡谷 1581, 1582, 1584, 1588の1

” 字杉並谷 1579の1

” 字深坪 85の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字馬場崎に変更

大字今泉字稲荷台 276の1

” 字稲荷谷 277の1, 277の2, 278, 279, 280の1, 281の1, 282,  
283, 284の1, 284の3, 290の1, 291の1, 292の2, 293  
の1, 323, 324の1, 324の2, 1022, 1023の1, 1023の3,  
1024から1027まで, 1027の1, 1028, 1028の2, 1029,  
1030の1, 1048

” 字野入 1031の2, 1033の2, 1034の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字香取脇に変更

大字今泉字寺後 1326の1

“ 字八幡谷 1586の1の内, 1589の1の内, 1591の1から1591の3まで,  
1592, 1595から1598まで

“ 字外山 1403の3から1403の5まで

“ 字杉並谷 1517, 1517の1, 1518から1520まで, 1521の1, 1522の1, 1523, 1526の1, 1527の1, 1528の1, 1529の1, 1529の2, 1530の1, 1531の1, 1531の2, 1532の1, 1533の1, 1539の1, 1540の1, 1541の1, 1542から1544まで, 1546から1548まで, 1550, 1551, 1551の2, 1553から1556まで, 1558から1562まで, 1564, 1566から1569まで, 1571, 1572, 1575, 1576の1, 1577の1, 1578の1, 1579の2

“ 字馬場崎 112の3, 112の4, 113の3, 115の3, 116の1, 121の1, 121の3, 122の1, 123, 125の1, 126, 128, 129

“ 字原田 1600の2

大字小山崎字城下 70の1, 71の1

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字杉並に変更

大字今泉字大六谷 142の1, 143の1, 144の1, 145, 146の1から146の5

“ 字大六 253の2, 253の3, 254の3, 254の4, 255の2

“ 字栗山 179の2の内, 180の2, 180の3, 180の4, 189の2, 190の2

“ 字寺後 1322の1の内, 1325の1, 1328の1, 1329の1, 1330の1, 1331の1, 1332の1, 1333の1, 1334の1, 1335, 1336, 1337の内, 1340の2の内, 1343の内, 1359, 1361, 1362, 1363の1, 1366, 1368, 1369, 1371の1, 1371の2, 1372, 1373, 1375, 1375の2, 1377, 1378, 1379の1, 1381の1

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字橋本に変更

大字今泉字大六谷 230から232まで, 232の3, 235の1, 236, 237の2, 238, 239, 242, 243, 247, 250, 251, 1102の1, 1102の2, 1103の1, 1104の1, 1105の1, 1105の2

“ 字根平 1124の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字大六に変更

大字今泉字栗山 176の2, 179の2の内

“ 字橋本 175の1の内, 175の2の内

大字今泉字寺後 1314, 1315, 1316の1, 1317の1, 1317の3, 1319の1, 1320, 1322の1の内, 1337の内, 1340の1, 1340の2の内, 1341, 1343の内, 1344, 1345, 1347, 1348の1から1348の5まで, 1349の1, 1349の2, 1351, 1352

” 字石神 1236の1, 1236の2, 1238, 1239, 1239の2, 1240の2, 1242, 1243, 1244の1, 1244の2, 1245, 1246の2, 1247の2, 1248, 1249, 1250の1, 1250の2, 1251, 1255から1257まで, 1257の1, 1258から1260まで, 1262から1266まで, 1267の1, 1267の2, 1268の1, 1268の2, 1269, 1270の1, 1270の2, 1271, 1272の1, 1272の3, 1275の1

” 字堰向 1279, 1281の1, 1283の1, 1284の1, 1284の3, 1284の4

大字小山崎字川面 876, 877, 878の1, 879の1, 880の1, 880の2, 881の1, 882の1, 883の1, 884の1, 885, 886, 887の1, 887の2, 888, 888の1, 889, 890, 891の1, 891の2, 892, 892の1, 893, 894の1, 895の1, 896の1, 897から900まで, 900の1, 901から907まで, 907の1, 908, 909, 910の1, 910の2, 911, 911の2, 912の1から912の7まで, 913, 914の1から914の5まで

大字永井字南前 287の4, 301の3

” 字境松 79の2

大字本郷字下川 156の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字今泉字上川に変更

大字小山崎字道知 73の内, 74から77まで, 78の内, 247, 250, 251, 251の2, 262の1, 263から265まで, 267, 268, 273, 273の2, 414の2, 419, 419の3, 420, 422の1, 422の2, 423, 427の4, 429の1, 431, 580の1, 580の2, 581の1

” 字上道知 545, 546, 582の1, 583, 584, 585の1, 589, 595の1, 596, 597, 598の1, 599, 600, 603の1, 604の1, 605の4, 606の1

” 字道知前 541の2, 542, 543の2, 544, 546の2, 550の2, 551から559まで, 561, 562の4, 565から572まで, 578, 579

” 字清瀧久保 417の2, 418

大字今泉字原田 1973の内, 1974, 1975の内

“ 字八幡谷 1977の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字小山崎字道知谷に変更

大字小山崎字道知 73の内, 78の内

大字今泉字原田 1973の内

大字小山崎字鹿嶋峰 79, 84の1から84の3まで, 85の1, 86, 86の2

大字今泉字本田坪 1485の2の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の一部を大字小山崎字城下に変更

大字小山崎字城下 63の2, 64の2, 65の2, 66から68まで, 69の1, 69  
の2地先の国有地の水路の全部を大字今泉字本田坪に変更

大字小山崎字城下 56の内, 57の内, 58, 59の1, 59の2, 60の1の内, 60の2の  
内, 61の内

大字今泉字本田坪 1485の2の内

大字小山崎字中坪佛具田 40の1, 40の2

大字永井字谷田 58の3, 59の2, 60の2, 61の2, 62の2, 63の2, 64の2, 6  
5から67まで

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字小山崎字中坪に変更

大字小山崎字中坪 51の内, 52の内, 53の内, 54の内, 55の内

“ 字寺谷 231, 310の内, 311の内

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字小山崎字原田に変更

大字小山崎字門田 119, 198, 199の1

“ 字栗山 27の1の内, 27の2の内, 28の1の内, 28の2の内, 29, 30, 1  
37の内

大字永井字谷田 43の2, 45の2, 47の2, 48の2, 49の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字小山崎字神田に変更

大字小山崎字栗山 27の1の内, 27の2の内, 28の1の内, 28の2の内, 137の内, 1  
38

“ 字後久保 144

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字小山崎字柏谷に変更

大字小山崎字柏谷 8の内, 9, 10の内, 10の2, 11の内, 164から171まで

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を大字小山崎字年田に変更



茨城県告示第224号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定による平成元年度第1次募集期間並びに採用試験の期日及び試験場は次のとおりである。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

○ 男 子 (2等陸士, 海士, 空士)

1 募集期間 平成元年4月1日から平成元年6月30日まで

2 試験期間 募集期間内毎日

3 試験場

自衛隊茨城地方連絡部 水戸市三の丸3-11-9

TEL 0292-31-3315

同 日立出張所 日立市助川町1-1 日立市役所内

TEL 0294-21-1524

同 水戸募集案内所 水戸市中央2-7-37 狩野ビル2階

TEL 0292-26-9294

同 土浦募集事務所 土浦市富士崎1-17-3

TEL 0298-21-6986

同 下館募集事務所 下館市菅谷町1013

TEL 02962-2-7239

同 鹿島募集事務所 鹿島郡鹿島町大字宮中2151-1

TEL 02998-2-6061

○ 女 子 (2等陸士, 海士, 空士)

1 募集期間 平成元年3月1日から平成元年5月31日まで

2 試験期日 平成元年6月8日

3 試験場

自衛隊茨城地方連絡部 水戸市三の丸3-11-9

TEL 0292-31-3315

茨城県告示第225号

茨城町明光土地改良区から平成元年1月28日付けで認可申請のあった下田地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

茨城町明光土地改良区定款の写し

下田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 平成元年2月28日から平成元年3月23日まで

3 縦覧の場所 茨城町役場

---

**茨城県告示第226号**

大和村西土地改良区から昭和63年12月16日付けで認可申請のあった木崎地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

大和村西土地改良区定款の写し

木崎地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 平成元年2月28日から平成元年3月23日まで

3 縦覧の場所 大和村役場

---

**茨城県告示第227号**

江戸崎入土地改良区から平成元年1月17日付けで認可申請のあった稲波第5地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

江戸崎入土地改良区定款の写し

稲波第5地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 平成元年2月28日から平成元年3月23日まで

3 縦覧の場所 江戸崎町役場



**茨城県告示第228号**

稲敷郡桜川村大字須賀津1754番地栗山庄一郎ほか2名から昭和63年11月30日付けで認可申請のあった須賀津地区土地改良事業(共同施行)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

須賀津地区土地改良事業共同施行規約の写し

須賀津地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 平成元年2月28日から平成元年3月23日まで

3 縦覧の場所 桜川村役場

**茨城県告示第229号**

昭和63年8月8日付けで緒川村長長山廣夫から認可申請のあった和久地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成元年2月13日認可した。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第230号**

昭和63年12月16日付けで認可申請のあった間の田地区第2換地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

2 縦覧の期間 平成元年3月1日から平成元年3月24日まで

3 縦覧の場所 結城市役所 八千代町役場

**茨城県告示第231号**

昭和63年12月28日付けで認可申請のあった芦野倉地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年2月27日から平成元年3月18日まで
- 3 縦覧の場所 大子町役場

**茨城県告示第232号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 北浦村
- 2 事業の種類 北浦コミュニティパーク(仮称)建設事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分

行方郡北浦村大字山田字武田峰, 字菖蒲池, 字諏訪後, 字父通り, 字文通り, 字柿山前, 字柿崎及び字空地内

(2) 使用の部分

なし

- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
北浦村役場

**茨城県告示第233号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成元年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 稲田友部線

3 道路の区域

| 区 間                     | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長           | 摘 要 |
|-------------------------|------|-------------------|---------------|-----|
| 笠間市大字上加賀田<br>1635番1地先から | 旧    | メートル<br>最大 4.5    | メートル<br>518.0 |     |
|                         |      | 最小 4.0            |               |     |
| 笠間市大字上加賀田<br>2328番地先まで  | 新    | 最大 4.5<br>最少 4.0  | 518.0         |     |
|                         |      | 最大 14.5<br>最少 9.8 | 520.0         |     |

茨城県告示第233号—2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成元年2月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 笠間常陸太田線
- 3 道路の区域

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長             | 摘 要          |
|-------------------------------|------|--------------------|-----------------|--------------|
| 東茨城郡桂村大字下坏字中道後<br>3699—2番地先から | 旧    | メートル<br>最大 12.1    | メートル<br>1,185.0 |              |
|                               |      | 最小 6.8             |                 |              |
| 那珂郡那珂町大字下江戸<br>字開方地63—1番地まで   | 新    | 最大 12.1<br>最小 6.8  | 1,185.0         | 千代橋架替による区域変更 |
|                               |      | 最大 34.0<br>最小 12.0 | 1,205.0         |              |

## 茨城県告示第 233 号— 3

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年 2 月 27 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 2 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道笠間常陸太田線
  - 2 供用開始の区間 東茨城郡桂村大字下坏字中道後 3699—2 番地先から  
那珂郡那珂町大字下江戸字開方地 63—1 番地まで
  - 3 供用開始の期日 平成元年 2 月 28 日
- 

## 茨城県告示第 234 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年 2 月 27 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 2 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道谷田部明野線
  - 2 供用開始の区間 つくば市大字高野字海道山 1215—9 番地先から  
つくば市大字今鹿島字細田西 4247—3 番地先まで
  - 3 供用開始の期日 平成元年 3 月 1 日
- 

## 茨城県告示第 235 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年 2 月 27 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年 2 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道土浦境線
  - 2 供用開始の区間 猿島郡猿島町大字生子字弥惣内 2587—1 番地から  
猿島郡猿島町大字生子字若宮 2167—5 番地まで
  - 3 供用開始の期日 平成元年 3 月 1 日
-

茨城県告示第236号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により古河・総和都市計画河川を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹内藤男

1 都市計画を定める土地の区域

茨城県古河市宮前町、西町、錦町、桜町、小砂町

大字古河字城郭外

大字立崎字中堤新田

大字新久田字上宿、字中宿、字下宿、字香取前、字新開、字前新田、字清水台

大字鳥喰字上の口、字沼尻、字前田中、字東田、字田々押

大字中田新田字砂片付の各地先

埼玉県北埼玉郡北川辺町

大字小野袋字中通、字中悪戸、字堤外

大字柏戸字上、字南、字新田、字宮、字元

大字向古河字宮田、字北通、字帳免、字天王、字風張、字下悪戸

大字伊賀袋字立崎、字吉原、字下窪

大字駒場字三軒

大字本郷字八幡、字小反前の各地先

大字柏戸字宮の一部

2 縦覧場所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第237号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹内藤男

1 施行者の名称 古河市

2 都市計画事業の種類及び氏名

古河総和都市計画公園事業

5・5・001 古河総合公園

3 事業施行期間 昭和48年8月30日から平成6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

茨城県告示第238号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和53年茨城県告示第1143号水戸・勝田都市計画道路事業  
3・4・8号 元台町河和田線
- 3 事業施行期間 昭和53年9月18日から平成5年3月31日
- 4 事業地  
収用部分 昭和53年茨城県告示第1143号、昭和58年茨城県告示第387号及び昭和61年茨城県告示第112号の事業地のうち水戸市千波町字千波山並びに見川町字勝見田、字志つく、字とふさ姦、1丁目及び3丁目地内において事業地を変更する。

茨城県告示第239号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条の2第9項の規定により、県営土地改良事業河内地区第七換地区に係る換地処分をした。

平成元年2月27日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 中 嶋 茂

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第3号

平成元年茨城県選挙管理委員会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成元年2月27日

茨城県選挙管理委員会  
委員長 鈴 木 貞 男

- 1 日 時 平成元年2月28日(火)  
午後2時00分から
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸  
茨城県職員会館

3 議 題

- (1) 政治団体の設立届, 解散届出等の状況について
- (2) 市町村選挙結果について
- (3) そ の 他

**公 告**

●理容師試験及び美容師試験の学科試験の実施

理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第3項に規定する理容師試験の学科試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第3項に規定する美容師試験の学科試験を次のとおり実施する。

平成元年 2 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

平成元年第 1 回理容師試験及び美容師試験の学科試験実施要領

1 受験申込票受付期間及び受付時間

平成元年 4 月 3 日 (月) から平成元年 4 月 5 日 (水) までの 3 日間  
午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

2 受験申込票受付場所

水戸市三の丸 1 丁目 4 番 50 号 (茨城県自治会館内)  
茨城県環境衛生営業指導センター  
電話 0292 (25) 6 6 0 3

(注意) 受験申込票は, 本人又は代理人が直接持参するものとし, 郵送によるものは受理しない。

3 試験期日及び試験場所

| 区 分        | 期 日               | 試 験 場 場                    |
|------------|-------------------|----------------------------|
| 理 容<br>美 容 | 平成元年 4 月 23 日 (日) | 水戸市文京 2 - 1 - 1<br>茨 城 大 学 |

4 試験科目

- (1) 衛生法規大意
- (2) 生理解剖学大意
- (3) 消 毒 法
- (4) 伝染病学 (細菌学を含む。) 大意
- (5) 公衆衛生学大意
- (6) 皮膚科学大意
- (7) 物理及び化学 (化粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。) 大意

(8) 理容理論大意又は美容理論大意

## 5 受 験 資 格

厚生大臣が指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、理容師又は美容師になるのに必要な学科を修めた者

## 6 提 出 書 類

- (1) 受験申込票(申込票は、県で所定のを準備する。)
- (2) 厚生大臣が指定した養成施設の卒業証明書若しくは卒業証書の写し(卒業証書の写しを提出する場合は、本証を持参すること。)
- (3) 写真(受験申込前6月以内に撮影した正面向上半身脱帽、縦5cm、横4cmのもの一葉)
- (4) 理容師、美容師試験出願者リスト作成原簿(県庁環境衛生課で配付するものを使用する。)

## 7 受 験 手 数 料

4,000円の茨城県収入証紙

(証紙は、願書受付の当日会場で販売します。)

(注意)

- (1) 養成施設を卒業してから氏名を変更した者は、戸籍抄本が必要です。
- (2) 卒業証書の原本は受付審査後返戻します。
- (3) 受験申込票提出の際は、印鑑を持参すること。
- (4) 郵送による願書の受付はいたしません。

## 8 そ の 他

- (1) 受験申込票等用紙の郵送を希望する者は、返信用角型3号封筒(週刊誌大)に住所、氏名を記入のうえ、120円切手を貼ったものと、理容師か美容師かを書いたメモを同封のうえ、下記あて請求すること。
- (2) 合格発表は、茨城県庁本館3階衛生部掲示板に掲示するほか、本人に通知する。

受験申込票請求先

〒310 水戸市三の丸1-5-38

茨城県衛生部環境衛生課

電話 0292(21)8111 内線3172, 3173

### ●都市計画の図書の縦覧

牛堀都市計画ごみ焼却場の決定に伴い、牛堀町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男



1 都市計画を定める土地の区域

牛堀町大字島須字若禰の一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

◎建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により建築協定を認可したので、同法第73条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成元年 2 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 申 請 人 東京都千代田区内神田 2 丁目 2 番 1 号

弘済建物株式会社

代表取締役 川 野 政 史

2 建築協定の名称 藤代「桜が丘」（第二工区）建築協定

3 建築協定区域の位置及び面積

北相馬郡藤代町押切字押切 884—32 他

52, 988. 73 平方メートル

4 建築協定の内容 藤代町役場において縦覧に供する。

5 認 可 年 月 日 平成元年 2 月 20 日

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年 2 月 27 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市大字馬立字松葉 1 0 2 7 番 3, 1 0 2 7 番 4

2 事業主の住所及び氏名

岩井市大字岩井 2229 番地

岩井市農業協同組合

組合長理事 野 本 武

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字台字二本松854番1, 同番3, 同村大字福岡字逆瀬川向2455番1, 同番2, 同番3, 2457番1, 同番2

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都葛飾区亀有3丁目32番16-202

船渡川 元 治

## ●道路位置の指定廃止

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

平成元年2月27日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指 定<br>廃止番号    | 指定廃止<br>年月日 | 申 請 者                                 |                            | 道 路 の 位 置                  | 道路幅員及び延長     |              |
|----------------|-------------|---------------------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|--------------|
|                |             | 氏 名                                   | 住 所                        |                            | 幅 員          | 延 長          |
| 浦土木指令<br>第122号 | 元.2.14      | 関 重信                                  | 新治郡千代田村<br>大字下稲吉<br>2331番地 | 新治郡千代田村大字下<br>稲吉字角来向2453番4 | メートル<br>6.00 | メートル<br>42.8 |
| “<br>第123号     | “           | 株式会社<br>日本アビリ<br>チーズ社<br>(代)<br>矢口 祐次 | 水海道市豊岡町<br>乙1406番地の2       | 石岡市杉並4丁目<br>12211番4        | 6.05         | 46.5         |

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1月)  
休日の場合は線下発行(金 2,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)